

PEZA 登録の流れ 及び 想定所要期間

主にマニラ近郊の輸出型製造業（Economic Zone Export Manufacturing Enterprise）に関するものです。

① PEZA 申請

1-1 申請データ準備

取扱製品・技術・財務・雇用・投資面でのデータをご準備いただきます。

1-2 申請書の作成

データ及び登録情報シートを基に申請書を作成します。
PEZA 審査担当部署との事前折衝も開始します。

1-3 申請書の正式提出・審査

PEZA へ申請書の正式提出を行ない、審査及び確認が実施されます。審査の過程では、追加データの提出が求められることもあります。

② PEZA 理事会

2-1 審査担当部署から PEZA 理事会への推薦

2-2 PEZA 理事会での承認

③ 理事会決議書・登録前条件

3-1 理事会決議書

PEZA 理事会で承認されると、1週間後（目安）に理事会決議書が発行され、承認通知と共に、登録前条件が提示されます。

3-2 登録前条件への対応

通常、理事会決議書発行日から 30 日以内に、登録前条件への対応を完了させます。

④ PEZA 登録合意書

4-1 登録合意書

3-2 の対応が完了後、PEZA 登録合意書が準備されます。

4-2 登録合意書 調印式（オプション）

PEZA 本庁にて、PEZA 長官との調印式を設定することが可能です。

⑤ PEZA 証明書

優遇措置証明書、VAT ゼロレート証明書などを取得します。
毎年更新が必要です。

1-1~2-2 **約 1 ヶ月**

ご契約後「PEZA 登録情報シート」をお渡しします。必要情報をご記入ください。

PEZA 理事会は通常、1 ヶ月に 2 回開催されます。結果は翌日判明します。

3-1~5 **約 2 ヶ月**

主な提示条件は SEC 登記、ECC 申請などです。

多忙な PEZA 長官とのアポイント設定となりますので、複数の候補日と急遽の変更への対応も必要になります。

⑥ 環境遵守証書（ECC）・適用外証書（CNC）

- 6-1 PEZA 環境マネジメント局（EMB）への申請
- 6-2 PEZA-EMB から環境資源省（DENR）への申し送り
- 6-3 審査及び証書の発行
通常 2 ヶ月ほど掛かるようです。

建設会社や専門コンサルタントと連携の上、対応をお願いいたします。
PEZA 申請と同時進行で準備するのが望ましいです。

⑦ ラグナ湖開発公社（LLDA）登録

- 事業地がラグナ湖流域内の場合、LLDA 登録が必要です。
- 7-1 ECC/CNC 取得後、LLDA への申請
- 7-2 審査及び登録証書の発行
通常 1 ヶ月ほど掛かるようです。

建設会社や専門コンサルタントと連携の上、対応をお願いいたします。

操業開始までに必要となる申請

操業開始までには以下の申請が必要となります。（一例）

専門会社と連携の上、対応をお願いいたします。

PEZA

- 建設許可証（Building Permit）
- 機械装置輸入許可証（Import Permit for Equipment）
- 設置許可証（Installation Permit）
- 占有許可証（Occupancy Permit）
- 操業開始通知（Notice of Start of Commercial Operations）
- 操業開始証明書 ほか

BOC

- 輸入者登録（Importer's Accreditation）
- 輸入品目登録（Registration of Importable）

その他官庁

- 取扱製品や事業内容により、PEZA 以外の所轄官庁の登録
や認定が必要となる場合があります。

注）この登録手続き及び想定所要期間は、一般的な状況を想定し、参考資料として作成されたもので、必要書類の種類、手続き、所轄官庁、順序、所要時間を確約するものではないことご了承ください。